

大同生命の戦後の相互会社化

——広岡恵三の経営理念と相互主義の近接——

黒木達雄

I. はじめに

相互会社とは、保険業法によって認められた保険会社特有の会社形態¹であり、そこでは保険契約者が株式会社における株主と同様に会社の構成員（いわゆる「社員」）に位置づけられている。戦後約半世紀の間、相互会社形態を採用する生保会社は16社に達し、文字通り、わが国生命保険市場を席卷する存在感を示していた。しかし、90年代のバブル崩壊以後、経営破綻や株式会社化²などにより相互会社の数は減り続け、現在では、日本生命、明治安田生命、住友生命、富国生命、朝日生命といった大手を中心とする5社を数えるのみとなっている。

わが国の相互会社について特徴的なことは、その大半が第二次世界大戦終戦直後の相互会社化を通じて誕生したことである。日本生命を皮切りに国内生保会社13社が相次いで相互会社化³を実施したという事実は、わが国のみならず世界の保険業史においても極めて異彩を放つ一大変革現象であったといえる（表1参照）。終戦から70年の節目を迎え、さまざまな学術分野において終戦当時の社会・経済状況に関する新たな知見や研究成果を目にする機会が増えていると感じる昨今、保険学分野においても、当時の相互会社化現象にスポットライトを当て考察を深めていくことは、時代的・社会的要請に応える意義があるものと思料される。

表1. 戦後の相互会社化（生保）

第二会社設立月	財閥系生保	非財閥系生保
1947年5月		日本
1947年6月	安田	
1947年7月	帝国 明治 野村	大同
1947年8月	日産 三井	
1947年9月	住友	第百 大和
1947年11月		新日本
1948年2月		太陽

¹ 株式会社のように営利を目的に商行為を業として行う営利法人ではなく、また、公益法人でもないため、「中間法人」とされている。

² 株式会社から相互会社への組織変更を相互会社化と呼ぶのに対して、相互会社から株式会社への組織変更を株式会社化という。今世紀に入ってから、大同生命、太陽生命、三井生命、第一生命の4社が株式会社化を実施している。

³ 実際には、相互会社形態の第二会社を先に設立し、株式会社形態の旧会社から保険契約および資産を包括移転した後に旧会社を清算した。わが国ではこのプロセスも相互会社化と呼ばれており、本稿でもそれを踏襲する。

戦後の相互会社化に関して筆者は既に、財閥系生保⁴7社（黒木 [2014]）のほか、非財閥系生保6社のうち日本生命（黒木 [2015a]）および新日本生命・第百生命（黒木 [2015b]）について拙稿を公表しているが、本稿では、非財閥系の大同生命を新たに取り上げる。GHQが推進した財閥解体政策の一環として相互会社化が要請された財閥系生保（「GHQ指導説」）と比較すると、非財閥系生保が相互会社化に踏み切った理由は、各社の経営事情の違いもあり必ずしも一様ではない。しかしながら、非財閥系生保の相互会社化を扱った先述の拙稿2編から抽出される一つの共通項に「経営権の承継」が挙げられる。ここで経営権の承継とは、終戦まで大株主として所有権と経営権の双方を掌中にしてきた株主経営者（一族）が、終戦後に吹き荒れた経営民主化の風潮の下、相互会社化によって所有権を放棄する代わりに経営権は承継することができた、との意味で用いている⁵。

こうした「経営権の承継」が、同じく非財閥系たる大同生命の場合にも成り立つか否かも含め、同社が相互会社化を実施した理由について以下に考察していくこととする⁶。

II. 大同生命の設立と広岡家

(1) 広岡浅子

江戸時代から大阪で両替商・加島屋を営み、鴻池家と並び称される豪商であった広岡家が生保事業に進出したのは1899年である。当時経営難に陥っていた真宗生命（本社：愛知県名古屋市の）の経営権を本願寺門徒の代表格であった広岡家が取得し、社名を朝日生命⁷へと変更、1902年に朝日生命を軸に護国生命と北海生命を合併し、大同生命の設立に至った。初代社長には、朝日生命社長であった広岡本家当主・広岡久右衛門正秋が就任している。

大同生命初期の経営には、広岡浅子(1849-1919)が主導的役割を担ったことが知られている。京都油小路出水の三井家に生まれ、広岡家新宅の広岡信五郎に嫁いだ浅子は、明治維新の動乱で加島屋の大名貸しの多くが焦げつき家運が傾いた広岡家を建て直すべく、鉱山業、銀行業（加島銀行）、さらには生保業（大同生命）へと相次ぎ進出を果たし、それぞれで陣頭指揮をとった。明治という時代柄もあってか、大同生命の初期経営陣として浅子は名を連ねていないが、戦前の保険業界誌『保険銀行時報』が浅子の訃報に接して、「現代の女傑故廣岡浅子刀自」と題する長文の記事を大正8年2月6日号に掲載し、「刀自は妙齢にして廣岡家の實権を握り、同家の事業は一より十に至るまで盡く刀自の左右する所となれり」と報じたことをみても、当時の保険業界人には、大同生命初期の実質的経営者として浅子の存在が知られていたことがわかる。

浅子は娘婿の広岡恵三に諸事業の経営を委ねると、成瀬仁蔵とともに日本女子大学を創設するなど女子教育の普及に尽力したほか、晩年になってキリスト教信者へ改宗した後は、日本YWCA中央委員として亡くなるまでキリスト教関連の活動に従事した。

⁴ 本稿で財閥系生保とは、財閥資産の散逸を防ぐ目的の改正制限会社令（勅令第143号）により制限会社に当時指定されていた生保を指している。

⁵ 経営権よりも所有権を選択した例として、株式会社形態の第二会社を唯一設立した非財閥系の板谷生命がある。詳しくは黒木（2015b）を参照されたい。

⁶ 終戦直後における生保全般の財務危機状況および相互会社化の主要先行研究に関しては黒木（2014）で既に考察しているため、本稿では割愛する。

⁷ 現存する朝日生命とは無関係である。

(2) 広岡恵三

広岡恵三（1876-1953）は、播州小野藩の旧藩主・子爵一柳末徳の次男として生まれ、広岡信五郎・浅子夫妻の娘・亀子と結婚して、広岡家新宅の養嗣子に迎えられた。東京帝国大学法科卒業後に三井銀行勤務を経て広岡家家業に入り、広岡久右衛門正秋が逝去した1909年に加島銀行頭取（～1929年）および大同生命社長（～1942年）に就任している。

当時の広岡家にとって中核事業は、江戸時代の両替商・加島屋に連なる加島銀行であったが、昭和恐慌の影響で加島銀行が経営危機に陥り、1929年に鴻池銀行、山口銀行、野村銀行に分割譲渡された後は、大同生命が広岡家の中核事業となった。恵三は、実に33年の長期に亘って大同生命の経営の舵をとり、終戦前に広岡本家当主の久右衛門正直に社長職を譲ってはいらぬものの、1947年の相互会社化に際しても広岡一門の実質的総帥として大きな影響力を示したと考えて差し支えないだろう。

浅子と同じく敬虔なキリスト教信者であった恵三は、代々本願寺門徒の代表格を務めてきた広岡家の伝統の中では異質な存在とも言えようが、加島銀行の幹部（大同生命幹部との兼務者も少なくなかった）には熱烈なキリスト教信者が多かったと報じる記事⁸もあり、後述する恵三の経営理念にキリスト教的な価値観が投影されていた可能性は指摘しておかねばならない。

Ⅲ. 大同生命の戦前期経営と広岡恵三の経営理念

(1) 「低廉なる保険料」の実現

戦前期の大同生命は、表2に見られるように、保有契約高ベースでは国内上位10社のうちに数えられるものの、規模的には中堅生保に位置付けられる存在であった。

表2. 昭和初期の国内上位生保（単位：千円）

	保有契約高（昭和元年度）		保有契約高（昭和10年度）	
1	日本生命	600,548	日本生命	1,772,764
2	明治生命	480,096	第一生命	1,577,181
3	千代田生命	452,464	千代田生命	1,526,547
4	帝国生命	369,004	明治生命	1,407,917
5	第一生命	367,709	帝国生命	1,063,892
6	八千代生命	251,236	安田生命	451,759
7	共済生命	236,228	三井生命	416,960
8	大同生命	215,725	住友生命	357,319
9	仁寿生命	215,039	大同生命	325,724
10	共保生命	153,502	野村生命	243,316

* 業界社数：昭和元年40社（徴兵保険会社除く）、昭和10年28社（同）。

こうした大同生命を率いた広岡恵三の経営理念とは一体何であったのか。大同生命が大阪・

⁸ 永島（1926）157頁

肥後橋本社ビル竣工（1925年）に際して発行した冊子『新館落成記念』は、同社の二大特色として「加入者本位」と「堅實主義」を挙げており、それを具体的に示すものとして同社の「低廉なる保険料」を業界他社との保険料比較例を示す形で強調している。また、『大同生命七十年史』は、広岡恵三が経営理念として混合主義⁹を常々主張していたとし、その意味は、「利益があればその大部分を契約者に配分し、損失があれば、まず株主がこれを負担するという株式会社組織と相互組織の長を取り短を捨てた経営を行っていくことであった」（44-45頁）と説明している。

広岡恵三のこうした経営理念が端的に表れているのが、以下に述べる正味保険料であろう。恵三は当初、低料低配方針を志向し、表定保険料ベースでの「低廉なる保険料」の実現を目指したが、昭和期に入ると高料高配方針へ変更し、表定保険料から契約者配当を差し引いた正味保険料ベースでの「低廉なる保険料」の達成を目標に掲げた。この方針変更は、当時、第一生命、千代田生命といった高料高配方針を掲げる相互会社が、低料低配方針を採る株式生保のシェアを次々と奪って業容を急速に拡大させていたことを踏まえたものであった。

表3. 正味保険料比較例（30歳30年満期養老保険、保険金1万円） 単位：円

	年払保険料	配当開始	配当累計	正味保険料
大同	385.70	経過4年目	6,644.10	4,926.96
日本	313.00	経過5年目	4,047.53	5,342.47
千代田	358.90	経過3年目	7,025.25	3,741.75
第一	331.40	経過5年目	6,934.41	3,007.59
明治	307.00	経過6年目	4,144.00	5,066.00
帝国	360.00	経過5年目	8,370.00	2,430.00
安田	303.50	経過5年目	3,081.54	6,023.46

* 満期時の生存分配金1,500円を差し引くと大同の正味保険料は3,426.90円となる。

* 高料高配会社：第一、千代田、大同（既払込保険料に対して累加4分5厘配当）、帝国（同累加5分配当）

低料低配会社：日本、明治（保険料積立金に対して累加3分5厘配当）、安田（既払込保険料に対して累加2分5厘配当）

（出典）森克彦『契約者配当を中心とする十大生命保険會社の研究及び批判』1932年

当時の契約者配当方式は、戦後に普及した利源別配当方式とは異なり、累加配当方式¹⁰である。高料高配方針へと変更した大同生命は、配当開始期に違いはあるが、第一生命、千代田生命と同じ累加4分5厘を採用し、実費主義¹¹を掲げる相互会社と比較しても、正味保険料ベースで対等な競争が可能な状況にあったことが表3からも伺える。なお、表3のような戦前期の

⁹ 混合主義（混合組織）とは元来、藤澤利喜太郎・東京帝大教授が提唱していたもので、日本生命もその創立時には混合組織を標榜していたことが知られている。

¹⁰ 累加配当方式とは、既払込保険料の合計に対して毎年一定率を配当する方式で、例えば累加5分（5%）の場合は、配当開始後20年経過で年払保険料は実質支払不要となり、以後は契約者配当の年払保険料超過分を受け取るのみとなる（当時の配当受取方法は保険料相殺が主流）。

¹¹ 株主を持たない相互会社では、契約者（社員）配当による利益還元を通じて可及的に低廉なコスト（正味保険料）で保険サービスの提供が可能であるという考え。

正味保険料比較データは稀少であり参考となるものの、各社の配当累計は実績値ではなく予想値である点に留意しなければならない。ただし、有価証券評価益に依存せず、資産簿価の低さから資産利回りで常に業界トップ水準を維持するなど、堅実経営で当時定評のあった大同生命の配当予想値であることを指摘しておきたい。

(2) 株主利益の抑制

混合主義を標榜していた広岡恵三は、株主の役割を専ら万一の際のリスク(損失)負担に求め、契約者への利益還元と比べると株主に対する利益還元は一貫して抑制する方針を採った。毎期の株主配当は、払込資本金に対して8%で事実上固定し、この水準は同時期の大手株式生保(日本、明治、帝国)と比較しても非常に低い水準であった(表4参照)。

表4. 払込資本金に対する株主配当率の推移

	昭和8年	昭和9年	昭和10年	昭和12年	昭和14年	昭和15年
大同	8%	8%	8%	8%	8%	8%
日本	75%	25%	25%	23%	23%	23%
明治	50%	24%	24%	45%	22%	22%
帝国	25%	25%	45%	48%	23%	43%
安田	6%	6%	6%	6%	6%	6%
三井	15%	15%	15%	15%	15%	15%
住友	7%	7%	7%	7%	7%	7%

(出典) 本城俊明『保険契約者への報告』各年版

こうした株式利益の抑制を可能にした背景には、増資を一切せず、大同生命の発行済み株式の大半を広岡家関係者で長期安定保有できたことが挙げられよう¹²。このことの意義は、大正7年の創業15周年式典において、大同生命の株式公開を求める代理店主に広岡恵三が答えた次の言葉に端的に表れている。

「株が広岡に集まっておればこそ今日かく株主に薄くして、理想の途に進み得るのであります。株主が多数になり意見が出てくるときは理想は実現できぬのであります。他の株式会社の実際¹³をごらんになれば、私がここに多くをいう必要はない。」(『大同生命七十年史』45頁)

(3) 相互会社理念との近接

広岡恵三が常々強調していたとされる混合主義において、相互会社の短所と当時考えられていたのは、リスクバッファとしての資本金を持たないことからくる会社創業期における経営

¹² 3社合併により大同生命が設立されて以降、広岡家関係者による同社株式の保有占率が高まっていく過程については、結城(2015)が詳しく分析している。

¹³ 例えば、混合組織を標榜して設立しながらも、株式保有が分散してしまった結果、いわゆるレントナー的株主からの執拗な利益還元要求を受け、契約者配当とトレードオフ関係にある株主配当の相次ぐ増配を余儀なくされた明治期の日本生命について、宮本・阿部(1999)を参照されたい。

の不安定性であった。しかしながら、相互会社であっても、創業期を過ぎて一定以上の事業基盤を確立することができれば、少なくとも損害保険に比べ安定的な保険収益性を確保しやすい生命保険の分野においては、前述のような短所は次第に後退していく。すなわち、混合主義と相互会社理念（相互主義）¹⁴の差は創業期ほどではなくなるのである。

この観点に立てば、混合主義をただ主張するだけでなく、低廉なる保険料と株主利益の抑制という形で実践してきた大同生命は、当時の株式生保の中では最も相互会社寄りの経営をしていたとみることが可能になる。

こうしてみると、終戦後の経営民主化方針の下、同社が相互会社化を決断するに際して、戦前期における経営スタイルが大きく影響したと考えるのが妥当ではないだろうか。

IV. 大同生命の相互会社化と経営権の承継

次に、大同生命の相互会社化を、経営権の承継という観点から考察してみる。本稿冒頭で述べたように、筆者は非財閥系生保である日本生命、新日本生命、第百生命の相互会社化を考察した拙稿（黒木 [2015a, 2015b]）において、相互会社化を実施した主な理由の一つに「経営権の承継」が挙げられるとの学説を提示した。経営権の承継が意味するところは、終戦まで大株主として所有権と経営権の双方を掌中にしてきた株主経営者（一族）が、終戦後の経営民主化方針の下、相互会社化によって所有権を放棄する代わりに経営権は承継することができたことである。そこで、大同生命の相互会社化についても、「経営権の承継」説が果たして成り立つか否かを検証してみることにする。

表5は、相互会社化を実施した非財閥系生保6社について、相互会社化前の旧会社と相互会社化後の第二会社で、経営権がいかに推移したかを示したものである。日本生命、新日本生命（第二会社名は東邦生命）のケースでは、弘世家、太田家による経営権の承継がそれぞれ無事行われたことが一目瞭然であるが、第百生命については若干の説明を必要としよう。第百生命のケースでは、同社の労働組合による強い反対を受けて、第二会社設立後20年近くの間、川崎家直系の人間が社長に就任することは回避された。その代替案として経営トップに就任したのが河合良成であるが、河合は弟・鉄二の妻が川崎家二代目当主・川崎八右衛門の長女千代子で、川崎家とは縁戚関係にある。1965年に社長となる川崎家直系の川崎大次郎が常務として経営陣へ加わったのは1949年であることから、経営権の承継は急がず慎重に行なわれたと言える。

ここで大同生命について確認してみると、第二会社の初代社長に広岡恵三の義弟である広岡松三郎が就任しており、一見すると経営権の承継が行われたようにもみえる。しかし、他の非財閥系生保との明らかな違いは、松三郎の社長在任期間が6年と極端に短いことである。さらに、広岡恵三の長男・喜一は、1942年に大同生命（旧会社）の取締役役に就任していたが、相互会社化を実施した1947年に取締役役を退任しており、広岡久右衛門正直の長男・正荘に至ってはそもそも大同生命に勤務した形跡が見当たらない（『人事興信録』第29版に東洋交易勤務とあるのみ）。また、松三郎の1953年社長退任にあわせて久右衛門正直も相談役を退任しており、まさに広岡家は、この時点をもって文字通り大同生命の経営から一切身を引いたことがわかる。

松三郎の退任を受け、広岡家以外から初めて大同生命の社長（在任期間1953–1963年）に就

¹⁴ 筆者が考える相互会社理念とは、実費主義とほぼ同義の概念であり、いわゆる社員自治は含まれない。

任した三木助九郎は、就任後の雑誌対談記事（『日本経済新報』6(9)号）において、「加島屋も鴻池の場合と同じく、消極に傾いたためと首脳部に、時運を洞察する人材が乏しかったために、遂に一番大切な銀行からつぶれ、次で信託もなくなり、結局この生保事業だけが、広岡家の孤塁となって残ったわけです。……（中略）……生命保険は元来決して一家一会社の営利事業であってはならない。あくまで社会に対する公益事業です。その意味で株式組織から相互組織に改めたのは、本質に叶っているわけです」と述べていることからしても、広岡家の影響力はもはや感じられない。

こうしてみると、大同生命の相互会社化理由として、経営権の承継という説は成り立ちにくいと考えざるを得ない。『大同生命七十年史』は、相互会社化の結論に至る過程に、「旧主広岡家の私心をなげうった理解と会社再建への温かい配慮が織りなされていることは特記しなければならぬ」（138頁）と記しているが、それもある程度は頷けよう。

表5. 非財閥系生保の相互会社化前後にみる経営権の帰趨

	旧会社	第二会社
大同生命 広岡家	広岡久右衛門正秋（1902-09） 広岡恵三（1909-42） 広岡久右衛門正直（1942-48）	広岡松三郎（1947-53）
日本生命 弘世家	弘世助太郎（1928-36） 成瀬達（1937-46） 弘世現（常務1946-48）	弘世現（1948-82）
新日本生命 太田家	太田清蔵（1909-36） 太田新吉（1936-48）	太田新吉（1947-61） 太田弁次郎（1961-77） 太田新太郎（1977-95）
第百生命 川崎家	川崎肇（1914-1921） 川崎東三郎（1921） 川崎肇（1921-1929） 川崎甲子男（1929-46） 斎藤真平（1947-48）	河合良成（1947-54、 会長1954-63） 斎藤真平（1954-65） 川崎大次郎（1965-73） 川崎稔（1973-87）
大和生命 日本不動産	室田義文（1918-1936） 前山久吉（取締役1918-37） 足立荘（1936-48） 前山宏平（副社長1941-48）	前山宏平（1947-71）
太陽生命 西脇家	西脇済三郎（1911-48）	西脇済三郎（会長1948-62） 大部孫太夫（専務1948-62） 西脇教二郎（1978-90）

*括弧内は一部を除いて社長在任期間。各社社史より筆者作成。

*大和生命（旧会社）の経営陣は親会社・日本不動産の経営幹部が兼務。

V. メレル・ヴォーリズと井川忠雄の存在

次に、広岡家に縁のある人物で、広岡恵三の経営理念、ひいては大同生命の相互会社化決断にも間接的影響を及ぼした可能性が考えられるメレル・ヴォーリズと井川忠雄について触れておきたい。

(1) メレル・ヴォーリス

メレル・ヴォーリス（1880-1964、日本名：一柳米来留）は、1919年に子爵・一柳末徳の三女・満喜子と結婚した米国人（1941年に日本人へ帰化）で、広岡恵三の義弟にあたる。

今日、ヴォーリスは様々な角度から幅広い研究者によって研究対象とされている稀有な人物である。まず、建築家としてのヴォーリスは、国内外で1500を超える建築物に携わった業績が知られている。関西学院大学（上ヶ原キャンパス）、神戸女学院大学、明治学院大学、梨花女子大学（韓国ソウル市）といった教育施設のほか、大同生命肥後橋本社ビルを始めとする商業施設など、いわゆるヴォーリス建築が各地に数多く存在する。次に、キリスト教活動家、社会奉仕活動家として、キリスト教関連書籍の出版のほか、結核療養施設「近江療養院」（サナトリウム）や学校の設立といった業績を残している。さらに、作家・上坂冬子のノンフィクション記事「天皇を守ったアメリカ人」（『中央公論』1986年5月号所収）で一躍有名となった、終戦直後の活動がある。天皇制の維持を願う近衛文麿・元首相とGHQ最高司令官マッカーサーとの会談実現に向けてヴォーリスが奔走した事実が、ヴォーリスの死後、残された日記や手紙などから明らかにされている。

そして、最後に、筆者が最も注目するのが、経営者としてのヴォーリスである。米国メンソレータム社の輸入販売代理業を営んだ近江兄弟社の経営面における一つの特徴は、職制を設けず社員を等しく厚遇する一方で、経営者たる自身への報酬は抑制したことであり、結果としてヴォーリス自身は個人資産と呼べるものを生涯ほとんど持たなかったことが知られている。

義兄弟であるヴォーリスとの親密な交流を続けた広岡恵三が、ヴォーリスのこうした様々な活動から影響を受けた可能性は十分にあると考えられる。実際、大同生命創立25周年記念事業の一つとして1927年に設立された生保業界初となる総合病院「大同病院」¹⁵には、ヴォーリスの近江療養院（1918年設立）の影響をみてとることができる。そして、ヴォーリスの親友に、キリスト教社会運動家として、また、協同組合保険（今日では共済と呼ばれている）の創設者の一人として有名な賀川豊彦¹⁶がいたことも指摘しておきたい。終戦当時の日本において協同組合保険は、相互保険（相互会社が提供する保険）とほぼ同質視されていた。ヴォーリスを通して、広岡恵三が相互会社理念に対する共感を深めていった可能性も考えられるのである。

表6. メレル・ヴォーリス略歴

1905年	滋賀県立商業高校の英語教師として初来日
1918年	結核療養施設「近江療養院」開設
1919年	子爵・一柳末徳の三女・満喜子（広岡恵三の実妹）と結婚
1920年	ヴォーリス建築事務所および近江セールズ社設立。メンソレータムの輸入販売開始
1922年	広岡恵三夫妻と米国視察旅行（約100日間）
1934年	近江ミッションを近江兄弟社と改称
1941年	日本国籍取得、一柳米来留と改名
1945年	GHQ最高司令官マッカーサーと近衛文麿元首相の会談実現

¹⁵ 大同病院では、大同生命の被保険者は無料で受診することができた。大同病院は終戦前の1944年、政府指示によって強制的に健康保険組合連合会へ売却された。

¹⁶ 賀川は近江兄弟社の命名者でもある。

(2) 井川忠雄

井川忠雄（1893-1947）は、大蔵省官僚、産業組合運動家、敬虔なキリスト信者といった顔のほかに、戦間期に首相を務めた近衛文麿との親交¹⁷でも知られる人物である。

保険分野との関連においては、産業組合の保険業進出（協同組合保険）を企図する賀川豊彦からの要請を受けて、産業組合からの支援による共栄火災海上保険株式会社の設立とその初代社長に就任したことがまず挙げられる。井川は、東京海上火災から産業組合が譲り受けた既存損保2社（大東海上、大福海上）を合併して設立された共栄火災の新発足祝賀会挨拶において、「わが社は法制上は株式会社であります、精神上はあたかも相互会社であるかの如き心がまえで、常に相手方たる契約者のため……」¹⁸と述べたことが示すように、保険会社は本来相互会社が望ましいとの考えを有していた。そして、終戦後の1946年に井川は、共栄火災の相互会社化を実施したのである。この相互会社化は、わが国保険業界における最初の相互会社化であるばかりでなく、保険業法の規定に基づいて株式会社を相互会社に組織変更した唯一の事例でもある¹⁹。

井川忠雄と広岡家との接点が明らかになったのは、ヴォーリズの日記（ヴォーリズ記念館所蔵）からである。終戦直後の1945年9月7日、井川は親友・近衛文麿（元首相）の依頼を受けて、軽井沢で避難生活を送っていたヴォーリズを訪ね、GHQ最高司令官マッカーサーと近衛の面談実現に向けての助力を要請した。当日の日記でヴォーリズは、井川を「広岡浅子が特別に目をかけていた男（protégé of Mme. Asako Hirooka）」と記しているのである²⁰。井川と晩年の広岡浅子との接点がキリスト教活動であったことはほぼ間違いないと思われるが²¹、この日記以上の情報は現時点では見つかっていない。しかしながら、井川が広岡浅子を通じて広岡家との接点を有し、同業者である広岡恵三とも何らかの交流があった可能性は否定できまい。

表7. 井川忠雄略歴

1917年	東京帝大法科卒業、大蔵省入省
1920年	米国駐在（～1927年）
1929年	産業組合中央金庫（現・農林中央金庫）監理官
1936年	門司税関長を最後に大蔵省退官。産業組合中央金庫理事就任
1941年	近衛文麿の要請により外務省嘱託として渡米。野村駐米大使を助けルーズベルト米大統領、ハル国務長官との日米国交調整交渉に参加
1942年	共栄火災海上保険株式会社を設立。初代社長に就任
1946年	共栄火災の相互会社化を実施

VII. おわりに

非財閥系生保の戦後の相互会社化については従来、終戦後の経営民主化の風潮下、戦前の大

¹⁷ 1941年に近衛文麿の要請を受けて渡米し、日米開戦を回避すべく米国政財界の要人と様々な交渉活動を行っていた記録資料が、国立国会図書館憲政資料室に井川文書として所蔵されている。

¹⁸ 『共栄火災海上保険相互會社十年史』62頁

¹⁹ 終戦後にみられた生命保険会社の相互会社化との違いについては脚注3を参照されたい。

²⁰ 岩原（2002）199-201頁

²¹ 井川が大蔵省に入省してまもない1919年に広岡浅子は亡くなっている。

株主経営者一族による経営権の承継を目的とした相互会社化であったとする学説を筆者は展開してきたが、本稿で取り上げた大同生命に関しては、「経営権の承継」説は該当しない公算が高いと認めざるを得ないだろう。言い換えれば、大同生命の相互会社化は、非財閥系生保の中では例外的に、相互会社理念（相互主義）への共感が導いたとする説を提示せざるを得ない。

実際、大同生命の経営を長期にわたり担った広岡恵三の経営理念や実践内容を考察する限り、そこに相互会社理念（相互主義）への相応の近接がみられることはこれまで論述してきたとおりである。さらに、メレル・ヴォーリズや井川忠雄という広岡家と縁のある人物の行動からは、広岡家が大同生命の相互会社化を決断するに至る背景的補助要因を見てとることもできるのである。

一方、本研究に残された課題は、大同生命の相互会社化に関わるさらなる史料の発掘と分析によって、相互会社理念共感説の一層の補強を図ることである。その一環として、大阪大学大学院経済学研究科経済史・経営史資料室に所蔵されている「大同生命文書」や、ヴォーリズ記念館（滋賀県近江八幡市）所蔵のヴォーリズ日記といった一次史料の詳細な分析が当面の課題となろう。

主要参考文献

- 岩原 侑（2002）『青い目の近江商人ヴォーリズ外伝』文芸社
- 共栄火災海上保険相互会社（1954）『共栄火災海上保険相互會社十年史』
- 黒木達雄（2014）「財閥系生保の戦後の相互会社化—GHQ指導説の検証—」『保険学雑誌』第624号、103-122頁
- 黒木達雄（2015a）「日本生命の戦後の相互会社化—藤本談話のオーラルヒストリー分析を中心に—」『保険学雑誌』第628号、139-157頁
- 黒木達雄（2015b）「終戦後の生保会社再建における所有と経営の分離」『名古屋商科大学論集』第60巻第1号、85-94頁
- 大同生命保険株式会社（1925）『新館落成記念』
- 大同生命保険相互会社（1973）『大同生命七十年史』
- 大同生命保険相互会社（1993）『大同生命90年の歩み』
- 大同生命保険株式会社（2003）『大同生命100年の挑戦と創造』
- 大同生命保険株式会社（2013）『大同生命文書』解題』
- 永島英三（1926）「銀行評判記 加島銀行の巻（中）」『銀行論叢』6(2)、153-158頁
- 一柳米来留（1970）『失敗者の自叙伝』近江兄弟社
- 宮本又郎・阿部武司（1999）「工業化初期における日本企業のコーポレート・ガバナンス—大阪紡績会社と日本生命保険会社の事例」『大阪大学経済学』第48巻第3・4号
- 森 克彦（1932）『契約者配當を中心とする十大生命保険會社誌の研究及び批判』保険春秋社
- 結城武延（2015）「近代日本における株主総会と取締役会—3社合併による大同生命の設立からオーナー企業へ—」田中亘・中林真幸編『企業統治の法と経済』有斐閣
- ・本城俊明『保険契約者への報告』昭和8～11、13、15～18年度版、会社研究社
- ・東洋経済新報社『生命保険會社の批判』昭和元～18年版